

建築確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査の注意事項

平成27年6月1日以降に確認申請（計画変更の申請を含む）を行う場合、建築主は、建築主事等と指定構造計算適合性判定機関にそれぞれ申請することになります。

指定構造計算適合性判定機関への判定申請書の図書は、確認申請の図書に比べ図書内容が限られています。

確認申請の図書：規則第1条の3に規定された図書
 判定申請書の図書：規則第3条の7に規定された図書（意匠図、構造図及び構造計算書等）

確認申請書の図書と構造計算適合性判定の判定申請書との図書の整合性の確保は、建築主の責任とされています。申請時には整合性が保たれていたとしても、構造計算適合性判定や確認申請の審査段階で変更が生じた場合、建築主は、両図書間の整合性を確保しなければなりません。

確認申請及び構造計算適合性判定申請の時期は建築主が決定しますが、申請に係る建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主が構造計算適合性判定を受けた適合判定通知書又はその写しを提出しなければ、建築主事等は確認をすることができません。

本県では、建築主が建築主事等に適合判定通知書又はその写しを提出する際に添付する様式をS5号様式として定めましたので、県内における確認申請の際には添付してください。

確認申請及び構造計算適合性判定申請の流れ

